

役員・社員総会等の法人内部の管理体制の明確化

(医療法第46条の2～第49条の4関係)

民間非営利部門として地域医療の中心である医療法人の理事、監事、社員総会、評議員会の各機能の明確化により、医療法人の内部管理体制の強化を図る。

役員

◆役員(理事・監事)任期

⇒ 2年と明記(再任は可能)など
〈従前は運用上指導(モデル定款)〉

監事

◆監事の職務の明確化

⇒ 業務監査や監査報告書の作成など
〈従前は民法第59条を準用〉

社員総会(社団医療法人)

◆社員総会の招集権者、招集方法などの明確化

〈従前は民法第60～66条を準用〉

◆社員の議決権 ⇒ 「1人1票」に限定
〈従前は運用上指導(モデル定款)〉

評議員会(財団医療法人)

◆評議員会の招集権者、招集方法などの明確化

◆評議員会への最低諮問事項を明確化
〈従前は運用上指導(モデル寄附行為)〉

◆評議員の資格を明確化
〈従前は法令上規定なし〉

医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進

事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備 (医療法第51条～第52条関係)

都道府県知事への事業報告書等の届出、閲覧等の規定について明確化

医療法人

作成・届出書類

- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書

閲覧

- [事務所のみ]
- ・債権者

都道府県知事
への届出期限

- ・2ヶ月

改正医療法施行後

透明性の確保

監査報告の
作成に伴う
期限の延長

医療法人

作成・届出書類

- ・事業報告書
- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・監事の監査報告書

閲覧

- 左記の書類に加え
- ・定款、寄附行為
- [事務所]
- ・債権者
- ・社員・評議員
- [都道府県]
- 上記の者に加え
- ・一般の者

都道府県知事
への届出期限

- ・3ヶ月

社会医療法人

上記書類に加え

- ・救急医療等確保事業の証明

社会医療法人債
発行法人

上記書類に加え

- ・純資産変動計算書
- ・キャッシュ・フロー計算書
- ・附属明細表
- ・公認会計士等の監査報告書

7. 医療施設経営安定化推進事業について

- (1) 「医療施設経営安定化推進事業」については、平成11年度より医療施設の経営健全化対策の一環として、地域の病院の実態把握を基に、病院経営に係る諸問題につき、その対応策の検討を行うとともに、その結果を各都道府県に情報提供し、個々の病院の経営改善に役立てることを目的として実施している。
- (2) 平成17年度においては、各病院のおかれている状況を把握、分析し、病院経営の効率化や安定化等に資するために利用していただく病院経営管理指標(病院経営収支調査年報、主要公的医療機関の状況、病院経営指標)について、平成16年8月に改正された病院会計準則に適応し、且つ、これまで以上に利用しやすいものを構築するための調査研究を実施したほか、ISO(国際標準化機構)や信用格付機関、日本医療機能評価機構などのいわゆる第三者の専門機関による評価が、医療機関の経営に与える効果や影響等についての調査研究を実施した。
- (3) 平成18年度においては、中小病院において急性期以外に活路を見出し、事業展開している経営事例や再編統合など経営体制の抜本的改革事例等を分析し、地域の効率的な医療連携体制のモデルを示す「良質な医療提供体制の構築に向けた今後の中小病院の役割に関する調査研究」を実施し、また、開設主体の異なる病院の経営比較を容易にし、決算分析と経営改善の課題を明確にするための「病院経営管理指標に関する調査研究」を実施しているところである。
- (4) 本事業は、民間シンクタンクによる実態調査を行い、経営改善に具体的に役立つ情報を取りまとめた上、実践的な形で情報提供を行うものであり、この調査報告書は、都道府県等に対し配布する予定でもあるので積極的に活用願いたい。
- (5) また、公的病院を対象とした経営収支調査や医療法人病院の経営指標については、病院経営管理指標に関する調査研究として継続して作成する予定であるので、引き続きご協力をお願いしたい。
なお、取りまとめた報告書については、医療機関の経営健全化等に資する資料として活用いただくよう、併せてお願いする。

8. 医療機能評価について

- (1) 財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価については、国民からの医療に対する信頼を揺るぎないものとし、その質の一層の向上を図るため積極的に事業を促進する必要があるとあり、先に公表された政府・与党による「医療制度改革大綱」の中においても、「医療の質向上に向けた第三者評価の推進」が盛り込まれたところ。

※平成18年12月31日現在、全国9,014病院中、申請病院が2,648病院(29.4%)、うち審査が終了し、認定済みが2,268病院(25.2%)

- (2) 平成14年度に広告規制が緩和された医療機能評価の評価結果及びその内容については、広告内容の信憑性を担保する意味から、財団法人日本医療機能評価機構が認定病院の同意を得たのちに、「病院機能評価の情報提供」として、WEB上で広く国民に情報提供されている。

※平成18年12月31日現在、認定済み2,268病院のうち、1,997病院が公開されている。

- (3) また、臨床研修病院については、平成15年6月12日付け医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」により、臨床研修病院の指定の基準として「将来、財団法人日本医療機能評価機構による評価等第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと」としているところであり、とくに、単独型・管理型においては、その役割に鑑みて、積極的かつ早期の受審を促しているところ。

※平成18年10月31日現在、単独型・管理型は、1,036病院中、受審済み857病院(82.7%)、協力型は、1,216病院中、受審済み541病院(44.5%)

- (4) 財団法人日本医療機能評価機構では、現行運用中の評価項目体系Ver.5.0での受審準備を積極的に支援する事業として、平成17年11月より、「訪問受審支援」事業も開始しており、未受審病院がより受審し易い環境づくりに取り組んでいる。

- (5) 各都道府県におかれては、住民に対する安心で良質な医療提供の推進及び医療関係者の意識の向上を図るため、管下医療機関関係者、公立病院等に対し、第三者による医療機能評価の重要性に鑑み、病院機能評価事業に対する一層の理解を求めるとともに、普及に努められるよう重ねてお願いしたい。

9. 医療法第25条第1項に基づく立入検査について

(1) 平成17年度に各都道府県等が実施した病院への立入検査については、ほとんどの自治体が100%の実施率となっている一方で、一部自治体において前年度実績を下回ったことにより、全体で94.9%と前年度を1.0%下回ったものであり、平成19年度は、少なくとも年1回は立入検査できるよう計画願いたい。

また、診療所・助産所への立入検査についても、3年に1回程度の立入検査が実施できるよう願いたい。

(2) 医療法第25条第1項に基づく立入検査については「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）及び「平成18年度の医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について」（平成18年6月12日医政発第0612001号医政局長通知）を参考に実施されているが、医師及び助産師以外の看護師等による助産行為について、警察が摘発をするといった事例が発生しているところであり、立入検査の実施にあたっては診療録、助産録及び勤務表を関連づけて確認するなど業務の実態を把握したうえで、必要な指導等をお願いする。

(3) 中小の病院のみならず、全国の特定機能病院等において、多剤耐性緑膿菌やセレウス菌等の集団感染と思われる事例が確認されているところである。

平成19年度の立入検査においても、引き続き関係法令・通知等の遵守、院内感染管理体制の再徹底等について指導をお願いする。

(4) 平成17年6月より、放射性同位元素を、その核種及び化学形等の差異による人体への影響の違いに着目して管理することとなり、また、放射性の治験薬に係る放射線の防護について、医療法で管理することとなったところである。立ち入り検査にあたっては、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（17.6.1医政局長通知）及び同通知により改正された陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（PET検査薬）に係る「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（16.8.1医政局長通知）に基づき指導をお願いする。

また、平成18年3月30日、新たな医療技術(陽電子放射断層撮影装置であって、診療用放射性同位元素を投与された患者等の撮影を行う装置が付加され一体となったもの)への対応を図るため、診療用放射線に関する通知の一部改正(「診療用放射性同位元素の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室における使用について」(18.3.30医政局長通知))を行ったことから、医療機関における運用が適切に行われていることを確認するとともに、指導をお願いする。

- (5) 特定機能病院に対する立入検査の実施については、各地方厚生局の医療監視専門官等と連絡を密にし、立入検査が両者合同で円滑に行われるよう引き続き協力願いたい。

なお、管理上重大な事故があった場合や重大な医療関係法規の違反があった場合等については、引き続き各地方厚生局を通じて幅広い情報提供をお願いするとともに、関係医療機関にその旨ご周知願いたい。

- (6) また、今後の行政の参考にするため、立入検査の結果(臨時での立入検査も含む)又は医療機関に対して医療法に基づく処分(命令や取消等)を行った場合には、当省へ情報提供いただくようお願いする。

10. 院内感染対策について

- (1) 中小の病院のみならず、全国の特設機能病院等において、多剤耐性緑膿菌やセレウス菌等の集団感染と思われる事例が確認されているところである。

特に高度の医療を提供する医療機関においては、侵襲の大きな手術を行う等により、感染症に対する抵抗力が低い患者が少なくない事情があることも踏まえ、院内感染対策委員会を中心とした組織的な取組の機能強化等、院内感染防止体制の再徹底を図るよう指導方よろしく願います。

- (2) 院内感染の防止に関する一般的な留意事項等については、「医療施設における院内感染の防止について」（平成3年6月26日指第46号厚生省健康政策局指導課長通知）により示してきたところであるが、厚生労働科学研究により報告された科学的知見等に基づき、今般「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知）として改められたところであるので、当該通知を今後の院内感染防止対策の推進に当たって活用いただくとともに、管下医療機関に対する周知方よろしく願います。

なお、関連資料として厚生労働科学研究による院内感染対策に関するガイドラインが国立国際医療センターのホームページ内において閲覧可能であるので、業務の参考とされたい。

1 1. 医療放射線等の安全対策について

(1) 診療用高エネルギー放射線発生装置（リニアック装置等）等の使用に関し、「診療用放射線の過剰照射の防止等の徹底について」（平成16年4月9日医政指発第0409001号厚生労働省医政局指導課長通知）により、安全管理体制の徹底や、装置を初期設定した際の再確認等について、管下医療機関に対する指導方お願いしてきたところである。

今後引き続き、管下医療機関において適切な対策が図られるよう、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査その他の指導の機会を通じ、医療機関の管理者と連携の下、適切な指導方よろしく願います。

(2) 事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、医療法施行規則第30条の25の規定により、直ちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努めなければならないとされていることから、その遵守について管下医療機関に対する適切な指導方よろしく願います。

(3) 放射線審議会の「規制免除について」（国際基本安全基準における規制免除レベルの国内法令への取り入れ検討結果）（平成14年10月）を踏まえ、IAEA等により科学的見地に基づき提唱された放射性同位元素の核種ごとの規制下限値を、平成17年6月1日に医療法施行規則に取り入れたところである。

放射性同位元素を、その核種及び化学形等の差異による人体への影響の違いに着目して管理することとなったことについて、貴職におかれては御了知いただくとともに、管下医療機関に対し周知方よろしく願います。

(4) 平成18年3月30日、新たな医療技術（陽電子放射断層撮影装置であって、診療用放射性同位元素を投与された患者等の撮影を行う装置が付加され一体となったもの）への対応を図るため、診療用放射線に関する通知の一部改正（「診療用放射性同位元素の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室における使用について」（18.3.30医政局長通知））を行ったことから、医療機関における運用が適切に行われていることを確認するとともに、指導をお願いする。

12. 病院におけるアスベスト対策について

(1) 吹付けアスベスト等使用実態調査（第2回フォローアップ調査・補足調査）について

平成17年8月1日付通知に基づき病院を対象に実施した全国調査の結果に係るフォローアップ調査の結果を昨年2月に公表したところである。

また、平成18年12月1日付で第2回フォローアップ調査を実施するとともに、平成18年9月1日より施行された「労働安全衛生法施行令」等の改正内容を踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超え、かつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした補足調査を実施したところであり、調査結果は資料Ⅱのとおりである。（個別の病院名簿はホームページに掲載予定）

なお、未だに「ばく露のおそれがある場所」を保有しているが、措置が終了していない病院については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう引き続き指導するとともに、分析調査中の病院については、その保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導をお願いします。

(2) 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成19年度も医療提供体制施設整備交付金の補助対象となっていることから、国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いします。

1 3. 補助金の適正な執行について

平成18年の会計検査院の实地検査において、医療施設近代化施設整備事業による電子カルテシステムの整備加算にあたり、同システムが未稼働で、事業の一部が実施されてなかったため、補助対象事業費の精算が不適切となっている案件があった旨、指摘を受けたところである。

また、救急医療情報センター運営事業の経費について、現在、事実関係を調査しているところであるが、不適切な補助事業として新聞報道されたところである。

各都道府県におかれては、当該補助事業をはじめとする各種補助金について、改めて、関係法令、指導課長通知（平成11年9月30日指第68号）等を十分に踏まえ、対象経費が適切であるか十分に点検するなど、補助金の適正な執行に努めていただきたい。

なお、補助金の点検等の結果、不適切な処理等が発見された場合には、速やかに厚生労働省へ報告されるようお願いする。